

平成 31 年 4 月 20 日

答申第 3 号（平成 31 年 3 月 12 日諮問）

甲良町長 野瀬 喜久夫 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 進

情報公開請求に対する非公開決定に係る審査請求について（答申）

平成 31 年 3 月 12 日付で諮問のあった審査請求について、次のとおり答申します。

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町長（以下、「実施機関」という）が、本件審査請求の対象となった公文書について、甲良町情報公開条例（平成 15 年条例第 5 号、改正 平成 28 年条例第 15 号、以下、「条例」という）第 6 条 2 項 1 号および 2 号を理由として行った非公開決定（以下、「本件処分」という）について、審査会は当該公文書が条例第 6 条第 2 項第 1 号に該当すると認め、非公開決定を妥当と判断する。

2 審査請求に至る経緯

(1) 公文書の公開請求

審査請求人は、平成 30 年 12 月 10 日付で条例第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して本件対象公文書「11 月 9 日前後の保管した時から、11 月 22 日の情報公開文書を渡すまでの税務課・企画監理課の防犯カメラの映像」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、平成 30 年 12 月 25 日付で、条例第 6 条第 2 項第 1 号「法令または条例（以下、「法令等」という）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報」の刑事訴訟法第 47 条および条例第 6 条第 2 項第 2 号に該当することを理由に、非公開決定を行い（以下、「本件処分」という）、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成平成 31 年 2 月 21 日付で、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨および理由

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の理由は、防犯カメラに流出したことが特定できるような個人が写っていたと解するが、写っていないのであれば非公開とする理由にならない、というものである。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関は、本審査会に対して概ね以下のとおりの説明を行った。

本件対象公文書（映像記録）は、現在、捜査中の事件の証拠として捜査機関に提供されているものであり、条例第6条第2項第1号の「法令または条例（以下、「法令等」という）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報」のうち、刑事訴訟法第47条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」に該当する。

また、本件対象公文書（映像記録）は、税務課窓口に来庁している町民の映像記録であり、条例第6条第2項第2号「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当する。以上の理由から、非公開決定を行った。

5 審査会の判断

本件公文書は、現在、捜査中の事件の捜査資料として捜査機関に提供されているものであり、条例第6条第2項第1号「法令または条例の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報」のうち、刑事訴訟法第47条に該当するがゆえに、実施機関の非公開決定を妥当と判断する。

6 結論

以上の理由から、主文1「甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり、答申する。

7 審査会の経過

審査会の経過は、別紙1「審査会の経過」のとおりである。

別紙1

1 審査会の審議経過

平成31年3月28日 諮問を受ける（平成31年3月12日付）

平成31年3月28日 審議

平成31年4月20日 答申（平成31年度答申第3号）

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	上野 初子
委員	藤居 桂三
委員	松原 歌子